加齢対応構造等のチェックリスト(新築住宅) 【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第1号から第9号に規定する基準】

1. 申請事業の内容

■新築	□ 既存
-----	------

2.	バリアフリー基準への対応状況	□のある欄は、該当するものを ■に置き換えてください				□を■に置き換 自由欄はなるべく具体的	添付資料の 対応箇所等	
住	宅の規模、構造及び設備に関する基準	対応の状況 計画数値・対処の状況補足説明等				伏況補足説明等	資料番号・ 該当ページ	
Α	【高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第38条第1号	から	第8号に規定する	基準]			
_	床は、原則として段差のない構造のものであること。			B(高齢者の居住の安定 行規則第34条第1項第9 の1(1)、2(1)、2(3)記載参				
=	廊下の幅					Dの1/0/記載会昭		
	主たる廊下の幅は、七十八センチメートル以上 (柱の存する部分にあっては、七十五センチメートル以上)		適合		非適合	- Bの1(2)記載参照		
Ξ	出入口の幅							
	主たる居室の出入口の幅は七十五センチメートル以上	□ 適合 □ 非適合		Bの1(2)記載参照				
	浴室の出入口の幅は六十センチメートル以上		適合		非適合			
四	浴室							
	浴室の短辺は百三十センチメートル以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅 の浴室にあっては、百二十センチメートル以上)	□ 一戸建て□ 一戸建て以外□ 適合 →□ 非適合 →			建て以外	※複数ある場 浴室の短辺	合は最も厳しい状況を記入 cm	
	面積は二平方メートル以上 (一戸建ての住宅以外の住宅の用途に供する建築物内の住宅 の浴室にあっては、一・八平方メートル以上)	□ 一戸建て□ 一戸建て以外□ 適合 →□ 非適合 →				※複数ある場 浴室の面積	合は最も厳しい状況を記入 m ²	
	住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものあること。							
	T≧19.5(T:踏面の寸法)	□適合□非適合		非適合	-			
	R÷T≦22÷21(R:けあげの寸法)		適合		非適合	-Bの1(3)記載参照		
	55≦T+2R≦65		適合		非適合			
	主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するのであること。							
	T≧24(T:踏面の寸法)		適合		非適合	Bの2(2)記載参照		
	55≦T+2R≦65 (R:けあげの寸法)		適合		非適合			
七	以下には手すりを設けること							
	便所	□適合			非適合	Bの1(4)記載参照		
	谷室		適合		非適合			
	住戸内の階段		適合		非適合			
は	階数が三以上である共同住宅の用途に供する建築物に 、原則として当該建築物の出入口のある階に停止する レベーターを設置すること。		適合		非適合	Bの2(3)記載参照		

住宅の規模、構造及び設備に関する基準			なび設備に関する基準		対応の状況	計画数値・対処の	画数値・対処の状況補足説明等		
B【高齢者	≦の.	居住の)安定確保に関する法律施行規則第38条第9号	に規	定する基準]				
1 住宅の専用部分に係る基準									
	イ 日常生活空間(高齢者の利用を想定する一の主たる玄関、便所、浴室、脱衣室、洗面所、寝室(以下「特定寝室」という。)、食事室及び特定寝室の存する階(接地階(地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。)を除く。)にあるバルコニー、特定寝室の存する階にあるすべての居室並びにこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。)内の床が、段差のない構造(5mm以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。)であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。				基準範囲内で適合 → 基準範囲を超え非適合 →	□ ①~⑥を除く日常生 5mm高を超える段差。 □ ①~⑥該当なし □ ①~⑥該当あるが下 □ ①~⑥該当あり下記			
		低差を	関の出入口の段差で、くつずりと玄関外側の高 520mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高 55mm以下としたもの		該当部位なし 段差あるが左欄許容範囲内 → 段差があり左欄範囲を超える →	※複数ある場 くつずりと玄関外側の高 くつずりと玄関土間の高			
		② 玄	関の上がりかまちの段差		該当部位なし 口 該当部位あり				
			手口その他屋外に面する開口部(玄関を除く。 勝手口等」という。)の出入口及び上がりかまち 差		該当部位なし □ 該当部位あり				
			宇室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合す ひとその他の部分の床の300mm以上450mm以下 差			※複数ある場	易合は最も厳しい状況を記入		
			a 介助用車いすの移動の妨げとならない位置 に存すること。		該当部位なし	段差部位の面積	m2		
			b 面積が3㎡以上9㎡(当該居室の面積が18 ㎡以下の場合にあっては、当該面積の1/2)未 満であること。		該当あり 左欄a∼e許容範囲内 →	(居室全体の面積	m2)		
			c 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積 の1/2未満であること。		該当あり 左欄a~e範囲を超える →	段差部位長辺の長さ	mm		
			d 長辺(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500mm以上であること。			段差部位がその他より	□高い□低い		
(1) 段 差			e その他の部分の床より高い位置にあること。						
※専用住戸 内部	⑤ 浴室の出入口の段差で、20mm以下の単純段差(立ち上がりの部分が一の段差をいう。以下同じ。)としたもの又は浴室内外の高低差を120mm以下、またぎ高さを180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの⑥ バルコニーの出入口の段差。ただし、接地階を有しない住戸にあっては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段(奥行きが300mm以上で幅が600mm以上であり、当該踏み段とバルコニーの端との距離が1,200mm以上であり、かつ、1段であるものに限る。以下同じ。)との段差及び踏み段とかまちとの段差で180mm以下の単純段差としたものに限る。			該当部位なし 段差あるが左欄許容範囲内 → 段差があり左欄範囲を超える →	※複数ある場□ 単純段差 段差の手すり設置 浴室内外の場合 またぎ				
				該当部位なし段差なし					
			a 180mm(踏み段を設ける場合にあっては、360 mm)以下の単純段差としたもの	-	段差あるが左欄a~c許容範囲内 →	踏み段寸法 奥行き	mm 幅 mm		
			b 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを 設置できるようにしたもの		段差があり左欄a~c範囲を超える →	かまちとバルコニーとの段	差mm		
			c 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差(踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360			踏み段とかまちとの段差 バルコニーと踏み段との段	mm t差 mm		
			mm以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの			踏み段とバルコニー端との)距離 mm		
			生活空間外の床が、段差のない構造であるこ、次に掲げるものにあっては、この限りでない。						
		① 玄	関の出入口の段差			□ ①~⑥を除く日常生活	舌空間外の床に段差なし		
		② 玄	関の上がりかまちの段差		基準範囲内で適合 →				
			手口等の出入口及び上がりかまちの段差		基準範囲を超え非適合 →	□ ①~⑥該当なし			
			「ルコニーの出入口の段差			□ ①~⑥該当あるが割	F容範囲内		
		⑤ 浴	室の出入口の段差			□○○⑥該当あり許容	F範囲を超え非適合		
			:内又は室の部分の床とその他の部分の床の 以上の段差						

住宅の規模、構造及び設備に関する基準			なび設備に関する基準	対応の状況		計画数値・対処の状況補足説明等			資料番号・ 該当ページ
(2) イ 日常生活空間内の通路の有効な幅員が780mm(柱等			該当部位なし	**					
(2) 通路及び			主活至前内の通路の有効な幅員が780mm(柱等 こあっては750mm)以上であること。		該当部位あり 左欄許容範囲内 →	通路の有効幅員		mm	
出入口の幅員	_	口骨	生活空間内の出入口(バルコニーの出入口及び		該当部位あり 左欄範囲を超える →	柱等の箇所の有	効幅員	mm	
伸貝	勝=	手口等	の出入口を除く。)の幅員(玄関及び浴室の出	_	+ 188 + 2		_		
※専用住戸			いては、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸は引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、		左欄をみたして適合 →	出入口の有効幅	貝	mm	
内部	玄	関及ひ	「浴室以外の出入口については、軽微な改造にできる部分の長さを含む。)が750mm(浴室の出		左欄をみたさず非適合 →	浴室出入口の有	効幅員	mm	
			できる部分の長さを含む。)が730mm(格重の出 っては600mm)以上であること。						
)階段の各部の寸法が次の各式に適合している		住戸内に階段はなく該当しない	**	复数ある場合は最	最も厳しい状況を記入	
	こと。ただし、ホームエレベーターが設置されている場合にあっては、この限りではない				階段あるがホームエレベータも設置	勾配	/		
	イ 勾配が22/21以下であり、けあげの寸法の2倍と								
			の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、か 皆面の寸法が195mm以上であること。		階段があり左欄をみたして適合 →	けあげの寸法	mm		
	ロ 蹴込みが30mm以下であること。				階段あるが左欄をみたさず非適合 →	踏面の寸法	mm		
(3) 階 段			'に掲げる各部の寸法は、回り階段の部分にお は、踏面の狭い方の端から300mmの位置におけ				げ) x2+(踏面) =	mm	
19 校	る寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する 部分にあっては、イの規定のうち各部の寸法に関す					蹴込みの寸法	mm		
※専用住戸			こめっては、イの規定のプラ音部の立法に関す Dは適用しないものとする。						
内部	① 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて					□ 回り階段で	はない		
	30度以上となる回り階段の部分				□以下に該当	しない回り階	段		
			② 90度屈曲部分が踊場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状がすべて30度			□屈曲部が左			
	以上となる回り階段の部分				□屈曲部が左				
			③ 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その路面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及			屈曲部が左	欄③に該当す	る回り階段	
	イ	手すり	び60度の順となる回り階段の部分 りが、次の表の(い)項に掲げる空間ごとに、(ろ)		全空間で適合または該当しない				
	項(こ掲け	る基準に適合していること。ただし、便所、浴		部分的に非適合あり				
	主な	<u> </u>	及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存 に限る。		適合がない				
		<u>(い)</u> 空間	(ろ) 手すりの設置の基準						
			少なくとも片側(勾配が45度を超える場合に あっては両側)に、かつ、踏面の先端からの高		住戸内に階段はなく該当しない	**		最も厳しい状況を記入	
		階段	さが700mmから900mmの位置に設けられている		階段あるがホームエレベータも設置 階段があり左欄をみたして適合 →	勾配 手すりの設置	□片側	1 / 両側	
			こと。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。		階段あるが左欄をみたさず非適合 →			mm	
		便所	立ち座りのためのものが設けられていること。		設置済みで適合 左欄をみたさず非適合				
		~ <u>~</u>	浴槽出入りのためのものが設けられていること。		住戸内に浴室はなく該当しない				
		浴室	٤.		設置済みで適合 左欄をみたさず非適合				
					昇降を要する段差がなく、靴の履き替 えも必要としないため該当しない				
		玄関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのも のが設置できるようになっていること。		設置済みで適合 下地処理があり適合				
					左欄をみたさず非適合				
			衣服の着脱のためのものが設置できるように		住戸内に脱衣所はなく該当しない 設置済みで適合				
		所	なっていること。		下地処理があり適合 左欄をみたさず非適合				
			防止のための手すりが、次の表の(い)項に掲げ とに、(ろ)項に掲げる基準に適合していること。		全空間で適合または該当しない				
(4)	ナニナ	ごし、タ	小部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲		部分的に非適合あり				
(4) 手すり			できない窓その他転落のおそれのないものに 、この限りでない。		適合がない				
		(い) 空間	(ろ) 手すりの設置の基準						
※専用住戸 内部		<u> 고마</u>			該当部位なし →	□ 住戸内にバ	ルコニーなし		
			①腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)の高さが650mm以			□ 存在するが	外部からの高さ	51m以下	
			上1,100mm未満の場合にあっては、床面から 1,100mm以上の高さに達するように設けられて			口 存在するがま	作開閉窓など軸	芸落のおそれなし	
		バル	いること。	_			复数ある場合は最	最も厳しい状況を記入	
		_ 	② 腰壁の高さが300mm以上650mm未満の場		該当部位あり 左欄許容範囲内 →	腰壁等の高さ	よさの言と	mm	
			合にあっては、腰壁等から800mm以上の高さ		該当部位あり 左欄をみたさない →	手すりの腰壁等手すりの床面か		mm	
			に達するように設けられていること。 ③ 腰壁等の高さが300mm未満の場合にあっ			子 9 9 00 / 1 国 / 1	りの回ら	mm	
			ては、床面から1,100mm以上の高さに達するように設けられていること。						
			71-HX17-240 CV - DCC0			□ 住戸内に窓	 なし		
			①窓台その他足がかりとなるおそれのある部			□ 存在するがら		1m以下	
			分(以下「窓台等」という。)の高さが650mm以上800mm未満の場合にあっては、床面から					弦落のおそれなし	
		2階	800mm(3階以上の窓にあっては1,100mm)以上の高さに達するように設けられていること。						
		以上の	上い同でに圧するよりに改けられていること。		該当部位あり 左欄許容範囲内 →	窓台等の高さ	夏数ある場合は最	最も厳しい状況を記入 mm	
		窓	②窓台等の高さが300mm以上650mm未満の		該当部位あり 左欄をみたさない →	手すりの窓台等	からの高さ	mm	
			場合にあっては、窓台等から800mm以上の高 さに達するように設けられていること。		かっ 当に下の / 在1所で //こでかり・ プ	2F: 手すりの床i		mm	
			③窓台等の高さが300mm未満の場合にあって			3F以上: 手すりの原		mm	
			は、床面から1,100mm以上の高さに達するよう に設けられていること。						

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況	資料番号・ 該当ページ	
			□ 該当部位なし →	□ 住戸内に開放廊下・階段な		
		- ① 腰壁等の高さが650mm以上800mm未満の場		□ 存在するが外部からの高さ	打m以下	
		、「今にあっては、午面(必じにあって)は外面の生!		□ 存在するが非開閉窓など軸		
	(開加	端)から800mm以上の高さに達するように設けられていること。				
(4)	されている	て 則	□ 該当部位あり 左欄許容範囲内 →	※複数ある場合は主要壁等の高さ	最も厳しい状況を記入 mm	
手すり	に限 る)	② 腰壁等の高さが650mm未満の場合にあって		手すりの腰壁等からの高さ		
※専用住戸 内部		は、腰壁等から800mm以上の高さに達するよう	□ 該当部位あり 左欄をみたさない →		mm	
		に設けられていること。		手すりの床面からの高さ	mm	
		§防止のための手すりの手すり子で床面(階段に は踏面の先端)及び腰壁等又は窓台等(腰壁等又	□ 該当部位なし			
		等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高 mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内		該当する手すり子の間隔	mm	
		で110mm以下であること。	□ 該当部位あり 左欄をみたさない →			
(5)	日常生	活空間のうち、便所が特定寝室の存する階にあ	□住戸内に階の別はなく該当しない			
部屋の配 置	ること。	※専用住戸内部	□ 階の別はあるが同一階にあり、適合 □ 同一階になく非適合			
	イ日常	生活空間の便所が次のいずれかに掲げる基準	□ 適合 →	□ 腰掛け式便器を使用		
	に適合と。	し、かつ、当該便所の便器が腰掛け式であるこ	□ 非適合			
(6)	1	長辺(軽微な改造により確保できる部分の長さを	□ 左欄をみたして適合 →	※以下、複数ある場合は	最も厳しい状況を記入	
便所及び		た。)が内法寸法で1,300mm以上であること。	□ 左欄をみたさず非適合 →	長辺の内法寸法	mm	
寝室	2		□ 左欄をみたして適合 →	便器と壁の距離	mm	
※専用住戸 内部		7の開放により確保できる部分又は軽微な改造に 確保できる部分の長さを含む。)が500mm以上で	□ 左欄をみたさず非適合 →			
		تك.				
	口 特定	『寝室の面積が内法寸法で9㎡以上であること。	□ 左欄をみたして適合 →□ 左欄をみたさず非適合 →	寝室の面積(内法寸法)	m2	
2 住宅の	上 注用部分	分に係る基準	□ 左側をみたさ9 非過日 →			
			□ 該当する共用廊下なし(長屋形式等)			
		用する空間に至る少なくとも一の経路上に存する 下が、次に掲げる基準に適合していること。				
			□該当しない			
	イ 共用	I廊下の床が、段差のない構造であること。	□ 5mmを超える段差なく適合			
			□ 5mmを超える段差があり非適合 □ 該当しない	□ 共用廊下がない		
		目廊下の床に高低差が生じる場合にあっては、次 る基準に適合していること。		⇒共用廊下に高低差がない		
	1 - 12,117	の公子に関ってていること。	□ 高低差あり基準未対応で非適合	V-E		
			There is a		最も厳しい状況を記入	
		勾配が1/12以下(高低差が80mm以下の場合に ては1/8以下)の傾斜路が設けられているか、又	□ 該当しない	生じた高低差		
	は、	当該傾斜路及び段が併設されていること。	□ 左欄をみたさず非適合 →	□傾斜路と段の併設で対応		
				設けた傾斜路勾配 ※複数ある場合はは		
	(2)-	段が設けられている場合にあっては、当該段が (の①から④までに掲げる基準※に適合している		W 18 W 10 0 - 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		
	こと		□適合□非適合□□非適合□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	」 けあげの寸法 mm		
(1)		① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの 寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上	□ 該当しない □ 左欄をみたして①②適合 →	はあけの寸法 mm		
共用廊下		650mm以下であること。	□ 左欄をみたさず①②非適合 →	※(けあげ)x2+(踏面)=	mm	
	*	② 蹴込みが30mm以下であること。		蹴込みの寸法 mm		
		(3) 最上段の通路等への食い込み部分及び最		最上段食い込み □ なし	口あり	
	64	下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	□ 該当しない	最下段突出部分 □ なし	□あり	
		④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の 先端からの高さが700mmから900mmの位置に設 けられていること。	□ 左欄をみたして③④適合 →	手すりの設置 □ 片側	□両側	
			□ 左欄をみたさず③④非適合 →	手すりの踏面からの高さ	mm	
	,,	ᄀ			最も厳しい状況を記入	
	く。)の2	「りが共用廊下(次の①及び②に掲げる部分を除 少なくとも片側に、かつ、床面からの高さが700mm	B 30.60	手すりの設置 片側	□両側	
	から900	mmの位置に設けられていること。	□ 手すりを設置して適合 →□ 手すりの設置がなく非適合	手すりの床面からの高さ	mm	
	1	住戸その他の室の出入口、交差する動線がある	□ 該当部位で手すり設置を回避した →	手すり設置を回避した具体の	箇所:	
	部分	その他やむを得ず手すりを設けることのできな	□該当部位はなく適用していない			
	い部	DD			frefre → p ^a	
	② エントランスホールその他手すりに沿って通行す		□ 該当部位で手すり設置を回避した →	手すり設置を回避した具体の		
		とが動線を著しく延長させる部分	□ 該当部位はなく適用していない			
				※複数ある場合は		
		を外部に開放されている共用廊下(1階に存する 全/)にあってけ、かに坦ばス其淮に滴今 てい		□ 開放された共用廊下なし		

住宅の規	模、構造及び設備に関する基準	対応の状況	計画数値・対処の状況補足説明等	資料番号・ 該当ページ
	ること。	□ 該当部位なし →	□ 存在するが1階のため適用外	
(1) 共用廊下	① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては床面から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに設けられていること。	□ 該当部位あり 左欄をみたさない →	腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm 手すりの床面からの高さ mm	
	② 転落防止のための手すりの手すり子で床面及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。		該当する手すり子の間隔 mm	
	次に掲げる基準に適合していること。	□ 該当する共用階段なし(平屋建て等) □ 全適合 □ 部分適合 □ 非適合		
	イ 次の①から④まで(住戸のある階においてエレベーターを利用できる場合にあっては、③及び④)に掲げる 基準に適合していること。	□ 該当しない	□ ①~④に適合 □ 住戸階はエレベータ利用あり③及び④に適合	
	① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の 2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下で あること。	□ 該当しない□ 左欄をみたして①②適合 →□ 左欄をみたさず①②非適合 →	けあげの寸法 mm 踏面の寸法 mm ※(けあげ)x2+(踏面) = mm	
	② 蹴込みが30mm以下であること。		蹴込みの寸法 mm	
	③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最下段の通路等への突出部分が設けられていないこと。	□ 左欄をみたして③④適合 →	最上段食い込み □ なし □ あり 最下段突出部分 □ なし □ あり	
(2) 主たる共用 の階段	④ 手すりが、少なくとも片側に、かつ、踏面の先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。	□ 左欄をみたさず③④非適合 →	手すりの設置	
	ロ 直接外部に開放されている主たる共用の階段にあっては、次に掲げる基準に適合していること。ただし、高さ1m以下の階段の部分については、この限りでない。	□ 該当部位なし →	□ 開放された廊下・階段なし □ 存在するが外部からの高さ1m以下	
	① 転落防止のための手すりが、腰壁等の高さが650mm以上1,100mm未満の場合にあっては踏面の先端から1,100mm以上の高さに、腰壁等の高さが650mm未満の場合にあっては腰壁等から1,100mm以上の高さに		腰壁等の高さ mm 手すりの腰壁等からの高さ mm	
	設けられていること。 ② 転落防止のための手すりの手すり子で踏面の先端及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110mm以下であること。		手すりの踏面先端からの高さ mm 該当する手すり子の間隔 mm	
	住戸が建物出入口の存する階にある場合を除き、 住戸からエレベーター又は共用の階段(1階分の移動に限る。)を利用し、建物出入口の存する階まで到達でき、…① かつ、	□ 該当部位なし(1)全住戸が出入口階 (左の基準①) □ 左2~3行目をみたして適合 → □ 非適合	←以下及びイ~ハ記入なしで可 □ エレベータで出入口階に到達 □ 1階分の階段で出入口階に到達	
	エレベーターを利用せずに住戸から建物出入口に到達できる場合を除き、住戸からエレベーターを経て建物出入口に至る少なくとも一の経路上に存するエレベーター及びエレベーターホールが、次に掲げる基準に適合していること。…②	(左の基準②)		
(3) エレベー	イ エレベーター及びエレベーターホールの寸法が、次に 掲げる基準に適合していること。	□ 該当部位なし(エレベータ非設置等) □ 適合 □ 非適合		
ター	① エレベーターの出入口の有効な幅員が800mm以上であること。	□ 該当しない□ 左欄をみたして適合 →□ 左欄をみたさず非適合 →	エレベーター出入口の有効幅員 mm	
	② エレベーターホールに一辺を1,500mmとする正方 形の空間を確保できるものであること。	□ 該当しない□ 左欄をみたして適合 →□ 左欄をみたさず非適合 →	確保できる正方形の一辺の長さ mm	
	ロ 建物出入口からエレベーターホールまでの経路上の 床が、段差のない構造であること。	□ 該当しない □ 5mmを超える段差なく適合 □ 5mmを超える段差があり非適合		
	ハ 建物出入口とエレベーターホールに高低差が生じる場合にあっては、次に掲げる基準に適合していること。	□ 該当しない→ □ 高低差あるが基準対応して適合 □ 高低差あり基準未対応で非適合	□ エレベータ設備がない□ 高低差がない※複数ある場合は最も厳しい状況を記入	
	① 勾配が1/12以下の傾斜路及び段が併設されており、かつ、それぞれの有効な幅員が900mm以上であるか、又は、高低差が80mm以下で勾配が1/8以下の傾斜路若しくは勾配が1/15以下の傾斜路が設けられて	□ 左欄をみたさず非適合 →	生じた高低差 mm (③に記述)	

住宅の規模、構造及び設備に関する基準		対応の状況			計画数値・	資料番号・ 該当ページ			
		かつ、その有効な幅員が1,200mm以上であるこ				設けた傾斜路勾配 1/			
	٤.					設けた傾斜	料路有効幅員	mm	
	② =	Fすりが、傾斜路の少なくとも片側に、かつ、床			□ 該当しない	※袝	复数ある場合は最	長も厳しい状況を記入	
(3)	面か	面からの高さが700mmから900mmの位置に設けられて		りを設置して適	i合 →	手すりの設置	□片側	□ 両側	
エレベー	いる	二と。	口 手すり	りの設置がなく	非適合	手すりの床面から	うの高さ	mm	
ター		とが設けられている場合にあっては、当該段が の①から④に掲げる基準※に適合しているこ			□ 該当しない	設けた傾斜	路有効幅員	mm	
	رح)م الح	の①から色に掲げる基準次に適合しているこ	□ 適合	口 非適	合	設けた段の	有効幅員	mm	
		① 踏面が240mm以上であり、かつ、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であること。			□ 該当しない	けあげの寸法	mm		
			口 左欄を	をみたして①②	適合 →	踏面の寸法	mm		
			口 左欄を	をみたさず①②	②非適合 →	※(けあけ	げ) x2+(踏面) =	mm	
	② 蹴込みが30mm以下であること。					蹴込みの寸法	mm		
	※ (2)イ	③ 最上段の通路等への食い込み部分及び最							
	①か ら④	か「下段の通路等への空出部分が設けられていた」			□ 該当しない	最上段食い込み	ロなし	口あり	
			□ 左欄る	をみたして③@	適合 →	最下段突出部分	ロなし	□あり	
			口 左欄を	をみたさず3@	〕非適合 →	手すりの設置	□片側	□ 両側	
		先端からの高さが700mmから900mmの位置に設けられていること。				手すりの踏面から	うの高さ	mm	